

第 2 4 回 C D M 理事会 報告

地球環境ユニット

地球温暖化政策グループ研究員 伊藤葉子

第 24 回 CDM 理事会会合 (EB24) が、気候変動枠組条約 (UNFCCC) 本部 (ボン) において 5 月 10 日 ~ 12 日に開催された。日本からは、藤富正晴日本エネルギー経済研究所常務理事 (アジア太平洋エネルギー研究センター所長) が理事代理として出席した¹。

今次理事会会合では、承認方法論の統合や改訂を行う際の指針等についての議論に多くの時間が割かれた。その背景は、これまでに外部のステークホルダーから、方法論の統合等を行う際の基準や手続きが不明確であるといった批判が示されたことがある。そのため今次理事会会合において、本件について根本的な議論が行われた。最終的には一連の施策が合意されたものの、議論は紛糾した。更に、こうしたことによる時間的制約から、小規模 CDM に関して検討予定とされた課題の大半が先送りされることとなった。また、これまでも横断的問題として検討が重ねられてきた諸課題 (プログラム下で実施される CDM 活動の定義、交通部門の方法論、CER のダブルカウント等) については、理事会内部の合意が成立せず、具体的な進展がなかった。

他方、今次会合では、登録または CER 発行に際し理事会メンバーからレビューが要請された案件が多数にのぼった。こうした事情もあり、プロジェクトの審査体制等についても見直しが必要となり、改訂等が合意された。ただし、多くの議論が非公式 (非公開) の場で行われ、透明性の点で問題を残した。植林・再植林 CDM については、新たに 2 件の方法論が誕生するといった進展があった。

次回 CDM 理事会会合は、2006 年 7 月 19 日 ~ 21 日にボンにて開催される予定である。

第 2 4 回 C D M 理事会会合概要

今次理事会会合による主な検討結果を以下に抜粋する (また、主な用語について解説を付した)。今次理事会会合の議論の詳細、その他の検討結果等については「第 24 回 CDM 理事会会合における決定事項と議論の内容」を参照されたい。

ベースライン及びモニタリング方法論関連¹

- ・ 新たな方法論として「系統連系型天然ガス発電 (AM0029)」、 「アルミ精錬工場における PFC 排出削減 (AM0030)」の 2 つが承認された。
- ・ CDM 理事会に対し承認勧告が出されていた方法論のうち、「ライフサイクル分析に基づく、サトウキビを用いた運輸用バイオエタノール生産 (NM0082-rev)」、 「水力発電における意思決定システム (DSS: Decision Support System) 導入による発電効率の改善 (NM0112-rev)」については、理事会の検討の結果、不承認とされた。

¹ パネル、ワーキング・グループのメンバーとして日本から、方法論パネルに山口建一郎氏 ((株) 三菱総合研究所) 信任パネルに大坪孝至氏 ((財) 日本適合性認定協会)、小規模 CDM ワーキング・グループに山田和人氏 ((株) パシフィックコンサルタンツ) が参加している。

- ・ いくつかの既存の方法論について改訂が承認されたほか、政府プログラム等のもので行われる CDM のプロジェクト活動や、バイオディーゼルの使用等に関する方法論等についての横断的課題について検討が行われた。
- ・ 方法論の統合やそれに伴う廃止等について、どのような条件を満たした場合に、どのような目的で行われるのか、基準が不明確であるとの問題意識が理事会メンバーより示された。このため、こうした方法論の扱いを検討するにあたり、より詳細な情報を方法論パネルに提示させること等を要請することが合意された。

植林・再植林 CDM

- ・ 新たな植林・再植林方法論として、「植林・再植林による荒廃地回復 (ARAM0002)」、「植樹、天然更新補助、放牧管理を通じた荒廃地の植林・再植林 (ARAM0003)」の 2 件が承認され、植林・再植林方法論は合計 3 件となった。

小規模 CDM に関する議論ⁱ

- ・ バイオマス関連プロジェクト等、一部カテゴリーのプロジェクトを対象として、小規模 CDM プロジェクトとして取得可能な CER (Certified Emission Reduction : CDM により発行が認められる排出削減クレジット) に上限を設けることが合意された。

プロジェクトの登録及び CER 発行ⁱⁱ

- ・ 今次会合では、登録または CER 発行審査に際し、理事会メンバーからレビューが要請された案件が多数 (合計 10 件) にのぼった。レビュー実施の如何について、非公式会合 (非公開) の場で検討が行われた結果、4 件のプロジェクトについてレビューを実施することが決定された。
- ・ レビュー要請が出されたプロジェクトの増加等を背景として、プロジェクトの審査体制等についても見直しが行われ、改訂等が合意された。

運営組織の信任関連^{iv}

- ・ 5 つの組織について、あらたな信任及び信任の追加が行われた。
- ・ 1 つの DOE (Designated Operational Entity : 指定運営組織) を対象に、初めてのスポットチェック (臨時査察)^vを実施することが決定された。本件については非公式会合の場で検討が行われ、具体的手続きや理由等についての説明は行われなかった。これまでの業務内容に鑑み問題点があると CDM 理事会が判断した、特定の組織を対象にした措置であることが推察される。

用語解説

ⁱ CDM の方法論 (methodology) : プロジェクト実施にあたっての排出削減量の計算方法や、モニタリング方法等の手順を一般化して示した文書で、個別プロジェクトの実施に先立ち CDM 理事会の承認を受ける必要がある。承認された方法論は AM (approved methodology) として表記

される。

- ii 小規模 CDM：マラケシュ合意が規定する閾値等の適用条件を満たした小規模プロジェクトを指す。プロジェクトの種類別にタイプ 1（再生可能エネルギー）、タイプ 2（省エネルギー）、タイプ 3（その他）があり、それぞれに閾値が設けられている。
- iii プロジェクトの登録、CER の発行審査、及びレビュー：個別の CDM プロジェクトは、CDM 理事会による登録承認、CER の発行承認が必要となる。マラケシュ合意により、登録または CER 発行の申請後、一定の自動登録期限がそれぞれ設けられているが、期限内に CDM 理事会メンバー 3 名以上の要請が出された場合等には、CDM 理事会によりレビューの実施如何が検討される。
- iv 運営組織（OE：Operational Entity）：CDM プロジェクトが京都議定書や関連ガイドラインの要件を満たしているかの審査を行い、当該プロジェクトに伴う排出削減量の認証、検証を行う法人または機関を指す。CDM 理事会からの信任勧告に基づき COP/MOP にて正式に指定される。このようにして指定を受けた組織は、指定運営組織（DOE：Designated Operational Entity）となる。信任及び指定は、有効化審査（validation）と検証/認証（verification/certification）の 2 つの段階（フェーズ）に分かれており、運営組織の専門性に依拠して、セクタースコープ（DOE として業務を実施できる専門部門）が認定される。
- v スポットチェック：プロジェクトの登録や CER の発行に際しレビュー要請が行われた場合等を契機として、当該プロジェクトの有効化等を行った DOE に対し、CDM 理事会が必要に応じ任意で実施する。

第 2 4 回 C D M 理事会会合における決定事項と議論の内容

1 . 運営組織の信任関連

第 21 回信任パネル会合が開催され (2006 年 4 月 22 日 ~ 23 日) 第 11 次進捗レポートが理事会に提出された。これに基づき下記の検討が行われた。

1 - 1 . 信任プロセスにおける課題の検討

信任パネルより「運営組織の信任手続き」の改訂案が提出され、理事会による検討が行われた。当該手続き案は、基本的にはこれまでの理事会の決定事項等を集積した内容となっている (下記 < 参考 1 > 参照) 。これに対して CDM 理事会では、DOE (Designated Operational Entity : 指定運営組織) の役割や業務の質の改善が必要との見解が出ていることを背景に、信任審査に関連してこれまでに顕在化した問題点やその改善策等について検討が重ねられた。主な内容は、信任審査にあたる専門家の不足について、踏み込んだ分析及び対応が求められること、問題のある DOE に対するスポットチェック (臨時査察) の規定について、具体的な実施方法等の検討を行う必要があること、等。しかし、具体的な合意は行われず、「運営組織の信任手続き」改訂案をパブリック・コメントに付すことが合意された (期限 : 2006 年 5 月 15 日 ~ 6 月 15 日) 。信任審査プロセスにおいて改善が望まれる論点が残されていることを考慮し、信任審査に関わる専門家や DOE 等をはじめ、外部の見解を募ることとなった。なお、後述するように (1 - 3 .) 近々初めてのスポットチェックが実施されることとなった。

< 参考 1 >

「運営組織の信任手続き」改訂案は、信任更新 (re-accreditation) ¹ に関する規定について大幅に追記している。具体的には、従前では「信任と同様の手続きによる」とされていたところ、以下に示すように、DOE のこれまでの実績が信任更新審査に勘案される内容となっている² (下線は変更点) :

- 事務局は、信任の有効期限の 6 か月前に DOE に対して通知し、更新の意思確認を行う ;
- DOE は、従前の信任申請書類に加え、これまでに DOE として行った有効化審査及び認証・検証プロジェクトについて、それらのステータスも含めたりリストの提出が求められる ;
- 信任更新審査は、提出書類の机上審査、これまでに扱われたプロジェクトの有効化、認証・検証実績に対する評価、現地調査、立会検査により行われる、等。

¹ DOEは信任の有効期限 (指定から3年間) に応じ、更新手続きを行うことが規定されている。同上

² これまでに CDM 理事会では、DOE が手掛けたプロジェクトについて、レビュー要請が行われた回数やその理由等の履歴を記録するトラッキング・システムを構築するといった議論が行われた経緯がある。(EB21)

1 - 2 . 運営組織の信任

信任パネルによる運営組織申請者 (AE, applicant entity) の信任勧告につき検討が行われ、下表の通り信任が了承された。

表 1 - 2 - 1 : 有効化審査段階の信任

| 組織名 | セクタースコープ ³ |
|--|-----------------------|
| Tohatsu Evaluation and Certification Organization (TECO) * (日本) | 1、2、3 |
| British Standard Institute International (BSI) * (英国) | 1、2、3 |
| PricewaterhouseCoopers (PwC) * (南アフリカ) | 1、2、3 |

(* は新たに信任を受けた組織)

表 1 - 2 - 2 : 認証・検証段階の信任

| 組織名 | セクタースコープ |
|---|----------|
| Spanish Accreditation for Standardisation and Certification (AENOR) (スペイン) | 1、2、3 |
| Bureau Veritas Quality International (BVQI) (フランス) | 1、2、3 |

< 参考 2 >

これまでに信任パネルでは、立会検査に関する見解の相違が明らかになった。その違いは、運営組織申請者 (AE) に対する立会検査を行う際の審査対象として重要視すべきものは何であるかについて、立会検査に際し扱われたプロジェクトの PDD、有効化審査報告書、認証報告書等、最終的に CDM 理事会に提出される文書とする意見と、こうした文書の表面的な質よりもそれに至るシステム (ドキュメントコントロールにかかる内部規律等) とするもの。

信任パネルによる議論の結果、立会検査の焦点は、上記に含まれる AE の組織としての能力 ("competency") であり、PDD 等の文書の質や不備ではないとの見解で合意した。信任審査にあたる専門家チーム (AT : accreditation team) 及びチームリーダーに対しては、これをガイダンスとして示すことが合意された⁴。

1 - 3 . 初めてのスポットチェックの実施

1 つの DOE を対象に、スポットチェックを実施することが決定された。本件については非公式会合の場で検討が行われ、具体的手続きや理由等についての説明は行われなかった。これまでの業務内容に鑑み問題点があると CDM 理事会が判断した、特定の組織を対象にした

³ 1 エネルギー産業、2 エネルギー輸送、3 エネルギー需要、4 製造業、5 化学工業、6 建設、7 運輸、8 鉱業、9 金属工業、10 燃料からの漏洩、11 HFC 等の漏洩、12 溶剤使用、13 廃棄物処理・処分、14 新規植林・再植林、15 農業

⁴ Eleventh Progress Report of the CDM Accreditation Panel

措置であることが推察される。

1 - 4 . DOE/AE との情報交換

DOE/AE フォーラム議長より、DOE/AE の視点に立った懸案事項が報告された。上述のように DOE のパフォーマンス改善について関心が高まっていること等を背景に、踏み込んだ意見交換が行われた。主な議題について、DOE、CDM 理事会それぞれの見解を下記に整理する：

プロジェクトの登録・CER 発行要請に対するレビュー要請⁵について：

DOE：理事メンバーによるレビュー要請が出された際に公開される文書から、各理事が当該案件を十分に検討せず、先行して提出されたレビュー要請に追随したに過ぎないことが推察される。レビュー要請を行う際には、"copy & paste" ではなく、理事が各自で十分な評価を行い、根拠を示すべき。

EB：レビュー要請についての DOE 及びプロジェクト参加者の関心事は、(レビュー実施の如何が理事会会合で決定されることになるため、それまでに) レビュー要請に対し適切な対応が可能であること(そのためにレビュー要請の理由が明確、具体的であることが望まれるということ)と理解する。レビュー要請に示される理由が "copy & paste" されたものであることは本質的な問題ではなく、レビュー要請の段階において対象案件についての詳細な評価を理事会に求めることは適切ではない。

DOE：レビュー要請に示される要件が、方法論が規定する範疇を越えた内容であるケースが見られる。例えば、小規模プロジェクトの追加性立証は、どれか一つ以上のバリアを示せば足りると規定されているにも関わらず、レビュー要請では財務分析の提示を求めるケースがある。

EB：追加性立証に関する PDD の記述は、説得力に欠けるものも含め可能な限りのバリア、論点を列挙したものが散見される。説得力のあるバリアをひとつ論じることで、PDD の質が向上する。論拠が疑問視されるバリアの列挙をもって DOE が追加性を認証した場合には、PDD の質について、DOE にもその責任が問われる(後述 5 - 1 . 参照)。

RIT (登録・発行チーム：Registration and Issuance Team)⁶メンバーの独立性について：

DOE：RIT メンバーの独立性が確保されているのか不透明。

EB：こうしたことは、CDM 理事会が RIT メンバーの作業の質を通して審査、管理を行う。

DOE の業務の質について：

EB：DOE が作成する有効化審査報告書の内容を見ると、その質がこれまでよりむしろ低下

⁵ プロジェクトの CDM 登録申請後、8 週間(小規模 CDM は 4 週間)の自動登録期限以内に CDM 理事会メンバー 3 名以上の要請が出された場合等に、レビューの実施如何の検討が行われる(Decision 17/CP.7, 41)。

⁶ 前回の CDM 理事会会合決定に基づき発足。登録・CER 発行申請がなされたプロジェクトの審査、理事会に対する勧告作成にあたる。

していることが観察され、懸念される。また、DOE が理事会に対し方法論の逸脱要請⁷を行うにあたっては、あらかじめ専門的見地から十分な検討を行うことが求められる。この点についても業務の改善が求められる。

DOE：個別プロジェクトの対応について、DOE と EB との間で非公開で意見交換を行う場を設ける必要がある。CDM に関する業務の習熟度は、DOE の間でバラツキがある。DOE による "learning by doing" を EB が促進することが求められる。

方法論の統合について：

DOE：方法論パネルより勧告されている統合方法論（AM0016、AM0006）の規定は、実質的にはプロジェクトの実施を困難にする内容。DOE にとっても、方法論上求められる項目について情報入手や認証が困難となることが予想される。

EB：具体的な検討が必要（後述 2 - 2 - 2 . 参照）。

小規模 CDM の定義の見直しについて：

DOE：小規模 CDM として適格なプロジェクト規模の閾値に関する再検討が小規模 CDM ワーキング・グループ（SSC-WG：Small- Scale CDM Working Group）にて進められているが、本件についてはパブリック・コメントを募るべき。例えば、発電容量の閾値を 50MW に引き上げる（マラケシュ合意に基づく現状規定では 15MW）ことで、小規模 CDM の実施が促進されることが期待される。また、今次理事会に対し「小規模 CDM 簡便化方法論」タイプ における排出削減量に 25,000t-CO₂/年の上限値を設けることが勧告されているが、小規模 CDM の門戸を著しく狭めることが予想される。さらに、小規模 CDM の定義はマラケシュ合意により規定されており、EB が上限値の変更を行う根拠に疑問。

EB：(DOE に求められる中立的役割に鑑み) 上限値の設定等によるプロジェクト実施への影響等は、DOE との意見交換の内容として妥当か疑問。また、小規模 CDM (タイプ) の閾値については、マラケシュ合意によりプロジェクト排出量に基づき規定されている。一方、上限値は排出削減量にかかるものであり、閾値とは別の議論。

超小規模プロジェクト (micro project) のカテゴリ設置について：

DOE：超小規模のカテゴリを設置することで、CDM の地理的偏在の緩和が期待される。

EB：新たにカテゴリを設定するためには COP/MOP による決定が必要となる。

2 . ベースライン及びモニタリング方法論に関する検討

第 20 回方法論パネル会合が開催され (2006 年 4 月 4 日 ~ 7 日) その報告等に基づき以下の検討が行われた。

⁷ 承認方法論及び/又は PDD からの逸脱 (deviation) がある場合には、DOE が CDM 理事会に対し逸脱要請 (deviation request) を行い、CDM 理事会のガイダンスに基づき業務を進めることが求められる。Procedures for requests for deviation to the Executive Board

2 - 1 . 方法論の承認手続き等に関する検討

方法論に関して CDM 理事会に求められる審査、検討は、個別方法論の承認、統合、改訂、（統合や改訂に伴う）廃止、DOE からの要請手続きに基づく明確化、DOE による逸脱要請への対応、と多岐にわたっている。今次理事会会合では、方法論の統合やそれに伴う廃止等は、どのような条件を満たした場合に、どのような目的で行われるのか、基準が不明確であるとの問題意識が理事会メンバーより示された。方法論パネルからは、統合方法論の承認勧告や、これに伴う廃止勧告がなされていたこと等から、理事会ではこれら個別方法論の勧告内容及び統合や廃止の是非についての検討が行われた。これと並行して、横断的な手続き上の課題についても討議が行われたため、手続き上の一般論と個別方法論の扱いに関する各論の両面からメンバーの見解が示され、議論が錯綜した。

討議の結果、方法論の扱いに関する一連の対応が合意された。まず方法論パネルに対する要請として、以下が合意された：

統合及び改訂に関するガイダンス案を作成すること（パラ 42）

CDM 理事会への勧告を行う際には、その正当性について十分な論拠（substantiated justification）を示すこと（パラ 36）

方法論の統合に際し、既存方法論の廃止が勧告される場合には、統合方法論と廃止される方法論の比較表を提示すること（パラ 41）

方法論の廃止勧告を行う場合には、その理由を示すこと（同上）

上記 については、方法論パネルが方法論の統合、改訂、廃止の定義や手続き案を作成すべきこと等が検討された。しかし、方法論の統合や廃止等において一定の柔軟性を確保することが重要との考え方から、厳密なルールの設定には慎重論が示された。

また、DOE が方法論からの逸脱要請を行う際の手続きについても改訂を行い、方法論に対する逸脱要請と改訂との位置づけの整理が図られた（後述 5 - 2 - 3 . 参照）。

このほかに、方法論に関する手続きでは、承認済み方法論の明確化要請に対する手続き改訂、方法論パネルの TOR（Terms of Reference）改訂が合意された。（個別方法論の検討、結果については 2 - 2 . 参照）

< 参考 3 >

方法論の統合及び、それに伴う既存方法論の廃止を巡り理事会メンバーから示された見解を下記に整理する⁸：

否定的見解：

⁸ なお、CDM理事会によるこれまでの決定では、統合の対象となる個別方法論は原則としてそのまま有効としている（EB15 レポート、パラグラフ8(a)、“An approved methodology which is covered by a consolidated methodology shall continue to remain valid in its own right;”）。またCOP/MOP1では、統合方法論は、ベースとなる方法論の適用条件やアプローチをカバーするものとしている（Decision -/CMP.1, Further guidance relating to the clean development mechanism（以下、「CDMに関するCOP/MOP1決定」）, 24(b) "consolidate methodologies) cover the full range of methodological approaches and applicability conditions as in the underlying approved methodologies"

- ・ 統合の結果、既存方法論の規定内容が大幅に変更され、より複雑、厳格な要件が設けられている。こうしたことは、方法論の提案者をはじめ、プロジェクト実施者へ甚大な影響を及ぼす。また、方法論の策定に要したコストに鑑み、既存方法論の廃止については、より慎重な検討手続きが必要。廃止の意思決定は強固な正当性がある場合に行われるべき。
- ・ 方法論の統合プロセスと改訂プロセスとは切り離して扱われるべき。統合と改訂が同時に行われ、統合方法論が新規の方法論となることは避けるべき。
- ・ 廃止は、方法論上、誤りがある場合に限定されるべき。廃止される場合には、猶予期間を長期に設定し、より段階的な措置とするべき。

肯定的見解：

- ・ 統合方法論の策定を進めることは「CDM に関する COP/MOP1 決定」による CDM 理事会に対する要請。
- ・ 方法論の改訂は、新たな情報、知見の集積の結果行われる。統合は単に適用条件を拡大するために行われるのではなく、こうした "learning by doing" により、より精緻な方法論を策定するために行われる。統合が行われない場合にも、既存の方法論に同等の精密さが求められるため、関連方法論はいずれにせよ改訂されることになる。
- ・ 統合等の合理化を行わず、複数の類似方法論を有効とすると、関連方法論の改訂が行われた場合等には、それらすべてのアップグレードが必要となる。こうした作業は煩雑、高コストであり、方法論間の一貫性が損なわれる恐れもある。こうしたことは、運営側にとっても、プロジェクト実施者にとっても不利益。
- ・ プロジェクト参加者への影響が大きいと考えられるケースにはパブリック・コメントに付すなどの例外的措置で対応し、原則としては方法論の策定は合理化されるべき。
- ・ 廃止の必要性、正当性は方法論パネルの専門的検討がなされた上で勧告されるもの。必要なのは勧告内容の明確化、透明性の向上。

2 - 2 . 個別方法論の検討

2 - 2 - 1 . 新規方法論の検討

(1) 承認された方法論 (A 判定)

「系統連系型天然ガス発電 (AM0029)」

新規方法論として提出された「1,050MW 天然ガス CCGT (Combined-Cycle Gas Turbin) 系統連系型発電(NM0080-rev)」及び「220MW 天然ガス CCGT 系統連系型発電(NM0153)」に基づき、方法論パネルよりリフォーマット版⁹の承認勧告がなされたところ、理事会にて承認された。

ベースとなる 2 つの方法論は、追加性立証についてそれぞれ異なる手続きを示していたこ

⁹ 提出された方法論に基づき、方法論パネルが最終的なフォーマット等の調整を行い CDM 方法論として勧告する文書。

とから、リフォーマット版で採用された追加性立証方法(追加性立証ツールの規定と異なり、ベンチマーク分析及び投資分析が必須とされ、バリア分析による立証が認められない)とすることの根拠について、理事会メンバーより根拠の明確化が求められた。方法論パネル議長により、本件については方法論パネルにて慎重な議論が行われたとの説明があった。

「アルミ精錬工場における PFC 排出削減 (AM0030)」

新規方法論の提出 (NM0124-rev) に基づき方法論パネルより承認勧告が出されていたところ、特段の異論等は示されず承認された。これにより、セクタースコープ 9 (金属産業) 下で初の方法論が策定された。

(2) 条件付差し戻しとされた方法論 (B 判定)¹⁰

方法論パネルより条件付差し戻しとすることが勧告された下記方法論について、特段議論はなされず合意された。

- NM0133 「専用プランテーションを用いた系統連系型バイオマス発電」
- NM0134 「バガス利用ボイラの効率改善」
- NM0140 「バイオマス利用 (メタン回避、発電)」¹¹
- NM0142 「パーム油起源バイオディーゼル」

(3) 不承認とされた方法論 (C 判定)

方法論パネルより承認勧告が出された方法論のうち、下記 2 件については不承認とされた¹²。

「ライフサイクル分析に基づく、サトウキビを用いた運輸用バイオエタノール生産 (NM0082-rev)」

排出削減量のダブルカウントの問題 (2 - 3 . 参照) が重要な論点となっていたところ、当該方法論においてもその対応が不十分であること等から、不承認とされた。また、サトウキビ生産の増大による森林減少の考え方、バイオエタノールと通常の燃料との混合率についての考え方等にも課題が残るとの見解が示された。

「水力発電における意思決定システム (DSS: Decision Support System) 導入による発電効率の改善 (NM0112-rev)」

DSS の概念自体が不分明であり、さらに、発電量の増加が、DSS 導入によるものであるのか、雨量の増大等によるものによるのか等の判別方法、追加性の考え方、システムの運用によるリーケージの発生についての考え方等について課題が残るとの見解が示された。

方法論パネルより不承認が勧告された下記方法論については、特段議論はなされず合意さ

¹⁰ 方法論提案者は、修正条件への対応を行い再提出することが求められる。

¹¹ バイオマス残滓を用いた既存方法論 (ACM0006) と比較し、適用対象がウッドチップに限定される特徴がある。

¹² なおこれら決定に関する理事会の見解はそれぞれ observation として報告書付属書に示された。

れた。

- NM0117-rev「硝酸製造起源の N₂O 破壊」
- NM0136「ナイジェリアにおける送配電ロス削減」
- NM0148「天然ガス発電所における燃料転換」

2 - 2 - 2 . 統合方法論の検討

「家畜糞尿処理システムからの GHG 排出削減 (AM0006)」及び「家畜の飼料管理による糞尿処理の改善 (AM0016)」

両方法論に基づく「家畜糞尿処理システムによる GHG 排出削減のための統合方法論」のリフォーマット版が方法論パネルより提出された。ここでは、上述のように、方法論の統合、廃止に関する一般的手続きについて議論が行われたほか、当該統合方法論の勧告内容及びそれによる経済的インパクトについての懸念、ベースとなる既存方法論の欠陥についての指摘、これらを勘案した両方法論の扱い(統合、改訂または廃止)といった論点が噴出し、議論が複雑化した。

統合勧告については、事務局により AM0006 及び AM0016 についての比較、統合による変更点(適用条件の拡大、排出削減量計算の精密化(プロジェクトサイトの気温の勘案によるメタン形成の計算方法の変更)等)について説明が行われた。しかし、理事会メンバーからは、統合方法論では、規定が厳格化しプロジェクト実施者にとって取引費用が増大するとともに、取得される CER が大幅に減少するといった経済的インパクトを重視する考え方等が示された。また、既存の方法論においてフレアリング効率のモニタリングに関し不備があることが指摘され、両方法論の使用停止 (put on hold) を求める意見等が出された。

こうした理事会での議論及び、外部から提出されたコメント等をふまえ、まず方法論パネルに対して、以下の対応が合意された：

両方法論について、フレアリングのモニタリング規定を追加すること、

両方法論について、今次理事会にて示された見解及び、外部からのコメント(期間：5月19日～6月16日)を勘案し、統合方法論の見直しを行うこと、

統合に伴う改訂による排出削減量の減少による影響について分析を行うこと。

また、あわせて、フレアリングに関するモニタリング規定が欠落している問題の深刻さに鑑み、両方法論を使用停止とすることとされた。

「廃水処理施設におけるメタン回収及び発電(モルドバ)(NM0038-rev)」及び「有機排水処理施設からのメタン回収及び系統連系型発電(AM0013)」

これらの方法論の統合及び AM0013 の廃止も含めて、統合方法論のリフォーマット版の採択が勧告された。本件については、方法論の統合化に関する議論に加え、当該方法論の内容とその扱いについて、議事進行上の混乱もあったことから議論が錯綜した。

この結果、当該統合方法論の採択勧告についての承認は行わず、AM0013 に組み込まれた NM0038-rev(の内容)を承認し、それに伴い AM0013 を改訂することとされた。NM0038-rev は、メタン発酵に関し最新の IPCC インベントリー・ガイドライン(2006年)を反映した内容となっている。

なお、上記 AM0006、AM0016、及び NM0038-rev、AM0013 は、すべてメタン回収/排出抑制の方法論となっている。上述のように、AM0006 と AM0016 についてはフレア効率に関して方法論に不備があったが、AM0013 にはこうした問題はなかった。このため、AM0006 と AM0016 は使用停止とされ、統合化についても再検討が行われることとなったのに対し、AM0013 は、NM0038-rev の要素を盛り込むための「改訂」が行われる結果となった。実質的には NM0038-rev との統合と AM0013 の廃止が行われたことになり、また、最終的な改訂版方法論（AM0013、Ver3）は、方法論パネルにより採択勧告が出されていた統合方法論に対し若干の修正が加えられたが、ほぼ勧告そのままの方法論が承認された。これらの議論は公開議論の場では行われず（非公開の場で決定されたものと推察される）、当該方法論の扱いのみならず、非公開会合の多用について、疑問がもたれた。

「インドにおける都市ゴミ関連法の遵守を利用した都市ゴミからのメタン利用（AM0012）」及び「埋立処理場における有機廃棄物のコンポスト化による排出回避（AM0025）」

メタン発生 の 計算方法に関する決定（FOD の使用）¹³を受け、AM0012 を改訂することが前回理事会会合において決定された。しかしながら、方法論パネルの検討の結果、AM0025 の改訂により、AM0012 の対象とされるプロジェクト活動は AM0025 に包含可能であることから、AM0025 と AM0012 の統合が勧告された。

今次理事会での検討の結果、有機廃棄物処理に関する法規制が存在するケース（AM0012 の適用条件）を含めるため、AM0025 の改訂を方法論パネルに要請することが合意された。また、AM0025 の改訂完了後は、AM0012 を廃止することが合意された。

2 - 2 - 3 . 承認方法論の改訂¹⁴等に関する検討

「工業設備における石炭または石油系燃料の天然ガスへの転換に関する統合方法論（ACM0009）」

当該方法論は、前回理事会にて承認されたが、圧縮天然ガス（CNG）、液化天然ガス（LNG）については、上流部門におけるリーケージの勘案が必要なことから適用除外とされた。方法論パネルによる検討により、本件についての対応が盛り込まれ、適用条件に CNG、LNG を含めることが勧告された。また、これにより、AM0008 の廃止があわせて勧告された。今次理事会での検討の結果、これら勧告が承認された。検討にあたり、上述のように、既存の方法論の廃止に対する慎重論が理事会メンバーにより示されたことから、両方法論の比較が行

¹³ First Order Decay モデル。EB23 にて、埋立処分に出される廃棄物のコンポスト化やバイオガス利用等のプロジェクトにおいて、排出が回避されたメタンの量を算定するための手法について再検討が行われた。それまでに承認された方法論に、IPCC に示されるデフォルト値を用いた算定方法（IPCC Tier1）と、FOD モデルを用いた算定方法とがあった。前者の算定方法では、廃棄物から即メタンが発生することが想定されており、CER の算出方法として適切ではないとの判断から、こうしたプロジェクトに用いられる算定においては、FOD モデルを用いることとされた。さらにそうした算出結果により、モデル上、クレジット期間を超えて発生する削減分については、CER として計上しないことが合意された。

¹⁴ 「承認方法論の改訂手続き」に基づき、改訂は CDM 理事会が合意した日付（実質的には理事会会合報告書が正式に公表された日付）より有効となる。以後 8 週間以内に登録申請を行ったプロジェクトについては、改訂前の方法論の使用が認められる。

われた。

「HFC23 破壊処理 (AM0001)」

HFC23 の流量計データの参照方法に関する追記¹⁵が行われた。また、今次理事会会合では、横断的な課題として、キャリブレーション (目盛り補正) の代替としてゼロ点補正 (zero check) を行うことの妥当性について検討が行われた。方法論パネルの勧告に基づき、ゼロチェックはキャリブレーションの代替として用いることは不適切であるとする見解が合意された。これを受けて、当該方法論のモニタリング方法について以下の改訂が合意された: キャリブレーションは、公式な信任を受けた専門機関により 6 ヶ月に 1 度行うこと (従前の週 1 回から減少)、また、ゼロチェックを毎週行うこと、ゼロチェックにより問題が示された場合には、公式な信任を受けた専門機関によるキャリブレーションを直ちに実施すること。また、改訂前の方法論を用いたプロジェクトにおいては、従前の規定 (週ごとにキャリブレーションを実施) に従うか、今回合意された上記規定を実施するかを選択可能とした。

「単一化石燃料を用いた系統独立自家発自家消費発電プラントまたは系統連系型再生可能エネルギー (バイオマスは除く) 発電による一部代替 (AM0019)」及び「チリまたは他の国においてメリットオーダーディスパッチシステムがある場合の系統連系型再生可能エネルギー発電 (AM0026)」

EB23 にて合意された貯水域設置型水力発電に関する規定を追記するための改訂について、方法論パネルの勧告通り承認された。

「系統連系型再生可能エネルギー発電 (ACM0002)」

貯水域設置型水力発電に関する上記改訂に加え、ベースライン排出係数の計算に関する改訂が勧告され、これら改訂について理事会で承認された。これにより、供給が安定しない電源 (intermittent resource。具体的には太陽光、風力) については、オペレーティング・マージン (OM) とビルト・マージン (BM) の比率は 75 : 25 とされた。また、OM について、事前に計算する場合には、データのヴィンテージを直近 3 年間とすること、また、計算を事前に行うのか事後に行うのかについて PDD に明記し、クレジット期間中の変更を認めないこととされた。

「セメント生産における化石燃料の部分的代替 (ACM0003)」

ベースライン排出量及びプロジェクト排出量計算を合理化するための改訂が勧告され、理事会により承認された。

「バイオマス残滓を燃料とする系統連系型発電 (ACM0006)」

プロジェクト活動の実施にもたらされた発電量の純増加分の計算方法を明確化等、方法論表記の修正が勧告され、理事会により改訂が承認された。

¹⁵ EB23 の決定に基づき、月ベースで計測される HFC23 の流量は、2 つの流量計に示される値のうち低い方の値の合計とする。

「埋立ガスに関する統合方法論（ACM0001）」

プロジェクト活動による排出量の計測等について追記し、排出削減量の計算方法を明確化するための改訂が勧告された、理事会により承認された。

「セメントの混合材料増加に関する統合方法論（ACM0005）」

ベースライン排出量の算定に用いられるベンチマーク（クリンカの使用割合）の設定方法について、オプションの追加等に伴う修正が勧告され、理事会により承認された。

2 - 3 . 方法論に関する横断的検討項目

（ 1 ）政府プログラム下でのプロジェクト活動に関する定義

COP/MOP1 において、政策や基準自体は CDM となり得ないが、政府プログラムの下に実施される具体的なプロジェクトについてはバンドリング（複数の小規模プロジェクトの一括化）等を通じて CDM として実施することを認めることが決定された¹⁶。

方法論パネルは、これに合わせた方法論が提案されたことを背景に、また、COP/MOP1 決定とも整合性を図り、“プログラムのもとで行われる CDM のプロジェクト活動”について定義の検討を方法論パネルで開始することを勧告した。理事会では、政策と CDM の関連についての定義づけ等については、これまでに議論が重ねられつつ明確な結論に至っていない事実をふまえ、こうした up-front の定義づけを行うことがそもそも可能であるのか、といった疑問が出された。他方、具体的な方法論がすでに提出されつつあり、迅速な対応が求められることから、こうした方法論について方法論パネルが検討を開始し、その過程で得られる知見を反映することで定義等を決めるべき（ボトムアップ・プロセス）といった意見が出された。しかしながら、具体的な手順や検討方法について議論が紛糾し、合意に至らなかった。

最終的には、以下が決定された： 方法論パネルに対し、本件の定義を EB25 で検討する際の資料とするため、これら提出方法論を用い具体的検討課題を抽出するよう要請すること； この作業と並行して、政策及びプログラムによる活動の定義についてパブリック・コメントを募集（2006 年 5 月 19 日～6 月 16 日）すること。

（ 2 ）モニタリングで求められる情報の要件

上記 2 - 2 - 3 . 「HFC23 破壊処理（AM0001）」参照。

（ 3 ）排出削減のダブルカウント

バイオディーゼルへの代替やセメントの代替材料の使用等に関する方法論では、同一の財・サービスによる排出削減効果を生産者及び消費者の双方が申請することで、CER のダブルカウントが発生するケースが考えられる。本件は、方法論パネル及び CDM 理事会により検討が重ねられている。今次理事会会合に向け、方法論パネルからあらためて勧告がなされたが、議論の結果差し戻しとなった。

¹⁶ Further guidance relating to the clean development mechanism, paragraph 20, 21

方法論パネルからの勧告は、次のとおりであった：バイオ燃料がガソリンに混合される方法論においては、エンドユーザーが実際に当該燃料を消費したことが示され立証される限りにおいて、バイオ燃料の生産者に CER を計上する、バイオ燃料の消費者がプロジェクト参加者として CER を計上する場合には、当該プロジェクト参加者（消費者）が生産者を特定することを義務付け、同一のバイオ燃料について生産者により CER が計上されることを回避する。

理事会では、当該勧告は、生産者と消費者の間でのダブルカウントへの対応は可能であるが、附属書 国への輸出が行われ、結果として排出削減義務を負う先進国で排出削減が行われることによるダブルカウントのケース等には対応できないとの見解が示された。本件については、方法論パネル議長より、国内の一次消費者（小売業者）に販売された時点で消費とみなす（ガソリンスタンドに供給された後に転売されることは考えにくい）とする考え方が示された。しかし、これに対し、タンクを保有する小売業者もあり、そのように保有された燃料が国内で消費される保証はなく、また、こうした消費経路を DOE が認証することは現実的には困難との反論があった。

結果として、これら論点をふまえ方法論パネルでの再検討を要請することが決定された。

（４）新規方法論の開発に向けた技術的ガイドラインの策定

方法論パネルより、新規方法論の提出の際に参照される「技術的ガイドライン」の採択が勧告された。このガイドラインは、方法論に関するこれまでの理事会決定をひとつの文書に纏め、プロジェクト参加者等の情報参照を容易にすること、また、モニタリング上の表記の統一を主な目的として作成が行われた。勧告案に対する理事会の議論では、当該ガイドラインの位置づけを明確にすべき、既存の COP 決定や理事会からのガイドラインなどがすべて網羅されるべきといったコメントが出された。このため、若干の表記の追加、修正が行われ、より網羅的な内容とし採択された。他方で、当該ガイドラインはガイダンス目的として策定されるものであり、既存の COP や理事会の決定文書等を置換するものではないことが明記された（このため当該ガイドラインが CDM 方法論関係のすべての法的根拠となるものではないことに留意）。

（５）追加性立証ツール及びベースライン選定ツールに関する検討

方法論パネルは、CDM理事会（EB23）の要請により、「追加性立証ツール」及び「ベースライン選定ツール」の策定について作業を進めることが求められている。本件について今次理事会会合において検討が加えられた結果、方法論パネルの作業においては、「追加性立証ツール」と「ベースラインの選定ツール」の改善、及び一体化に向けた作業を優先することが合意された。方法論パネルは次々回の理事会会合（EB26）での勧告を目指し、作業を行うことになる。

なお、本件について提出されたパブリック・コメント（期間：3月1日～26日）は、既存の追加性立証ツールの改善に関するものが多く、追加性立証ツールの代替案はほとんど提出されなかったとの報告があった。

3 . 植林・再植林 CDM

今次理事会会合では、第 8 回植林ワーキング・グループ (AR-WG : Afforestation and Reforestation Working Group) 会合 (3 月 28 日 ~ 29 日) の検討結果等をふまえ、下記について討議が行われた。

3 - 1 . 個別方法論の検討

(1) 承認された方法論 (A 判定)

AR-WG より承認勧告が出されていた、下記の方法論が理事会の承認を得た。これにより新たに 2 件の植林・再植林方法論が誕生し、合計 3 件となった。

「植林・再植林による荒廃地回復 (ARAM0002)」

新規方法論として提出された「モルドバにおける荒廃地回復 (ARNM0007-rev)」に基づき、承認。

「植樹、天然更新補助、放牧管理を通じた荒廃地の植林・再植林 (ARAM0003)」

新規方法論として提出された「アルバニアにおける植林、天然更新補助、放牧管理を通じた荒廃地の植林・再植林 (ARNM0018)」に基づき、承認。

これら方法論についての理事会での検討では、方法論の名称や適用条件が酷似しており、既存の AR 方法論「荒廃地における再植林 (ARAM0001)」との相違点が明確でないといったコメントがあった。このため、AR-WG 議長、副議長よりこれら方法論の比較について説明が加えられた (< 参考 4 > 参照)。なお、これら AR 方法論の類似点に基づき、統合が可能との見方も示されたが、現状では植林・再植林の承認方法論の件数が少ないこと等から、当面は統合を行わないことが合意された。

< 参考 4 >

ARNM0007-rev 及び ARAM0001 においては、プロジェクト実施前に行われていた活動がプロジェクト領域外に移動すること (displacement) によるリーケージが発生しないことが適用条件となっている (従って方法論上、displacement によるリーケージの計測方法は示されない)。他方 ARNM0018 においては、放牧活動及び薪炭生産活動等の移動によるリーケージの発生が勘案される内容となっており、他の AR 方法論と比較しこの点で大きく異なる。

ARNM0018 では、例えば、放牧活動が他の地域へ移動する場合には、これが 5 年以内に発生する場合にはリーケージとして勘案すること (ただしプロジェクト領域においてベースラインと同等の放牧活動が行われる場合にはリーケージは考慮しないこと) としている。放牧活動の移動先が特定できない場合 (家畜が売却される等) には、推計された移動先の面積の土地が、全て成熟林 ("mature forests") から放牧地に転換されることを想定することとの前提を用いてリーケージ排出量を推計することが求められる。

また、薪炭生産活動の移動については、聞き取り調査(PRA : Participatory Rural Appraisal、主体的参加型農村調査法) などによりプロジェクト実施前の薪炭生産量を推計し、これが維持されとの想定のもと、プロジェクト実施後にプロジェクト領域内でこれと同等の生産量が維持されない場合には、IPCC のグッドプラクティスガイダンスに則りリーケージ排出量 (他の地域での薪炭採取増加量) を推計することを求めている。

さらに、自然育成保護等のための柵の用途に非再生可能バイオマスプロジェクト領域外から調達する場合には、そのリーケージ排出量 (バイオマス採取量) を推計するといった規定を設けている。このように ARNM0018 は、炭素蓄積の減少及び燃焼に伴う N₂O の排出増加といったリーケージ排出量の算定について詳細を規定している。

なお、ARNM0007-rev は、土壌、枯死木、落葉を算出対象に含んでいる点で ARNM0001 と相違している。

(2) 条件付差し戻し勧告が出された方法論 (B 判定)

AR-WG より条件付差し戻しとすることが勧告された下記方法論について、特段議論はなされず合意された。

- ARNM0012 (Afforestation or reforestation project activity implemented on unmanaged grassland)
- ARNM0017 (Mexico Seawater Forestry Project)

(3) 承認方法論の改訂

「荒廃地における再植林 (ARAM0001)」

表記の修正に伴う改訂版の採択が勧告され、理事会にて承認された。

3 - 2 . 植林・再植林 CDM に関する横断的検討項目

(1) ベースラインにおいて植林活動が想定される AR プロジェクトの考え方

これまでに提出された AR 方法論で、プロジェクト実施サイトにおけるベースライン・シナリオの選択肢として、植林活動もしくは自然再生が含まれるケース (プロジェクト・シナリオは、より高い率で炭素プールを増加) が示されている¹⁷。これについて AR-WG で検討が行われ、そうしたケースにおける扱いや考慮すべき要素が勧告された。勧告の主な内容は、こうしたケースであっても植林・再植林 CDM として認め、その上で、ベースラインでの植林・再植林レートの計測方法を方法論に明示すること、追加性立証において、ベースライン・シナリオよりも高率の植林・再植林活動は、CDM プロジェクトがなければ起こり得ないことを示すこと、というものであった。

理事会では、プロジェクト活動実施前の GHG 排出量の考え方を明確にする必要があるとのコメントがあった。このため勧告案の表記の修正が行われた上で採択された。

¹⁷ ARNM0012, ARNM0014, ARNM0015

なお、当該勧告に含まれる土地の適格性については、適格性立証の手続きに関するガイドライン¹⁸に則り、1989年末の時点及びプロジェクト着手の2時点において森林でなかったことを示すことが求められる（当該2地点の間に対象となる土地が一時的に森林であった場合のケースの扱いについては、別途の問題としてこの勧告内容には含まれていない）。

（2）プロジェクトサイトにおける導入路建設によるGHGs排出量の勘案

プロジェクトを実施する際の道路建設によるGHGs排出量の考え方について、こうした排出量は些少であり、勘案する必要はないとの勧告がなされ、理事会にて承認された。

（3）AR方法論に関する明確化要請手続き

通常のCDMの方法論の適用等に関し、DOEから提出される明確化要請の手続きが策定された（EB20）ことを受け、植林・再植林CDMの方法論に関しても同様の手続きとすることが勧告された。理事会にて承認された。

4．小規模CDM

第5回小規模CDMワーキング・グループ（SSC-WG）会合（2006年3月30日～31日）について、その結果報告が行われた。今次会合では、小規模CDMの定義の見直し、方法論カテゴリーの追加、そしてその他の横断的課題等が議題として挙げられていたが、以下に示す項目を除き、時間的制約により検討がなされなかった。積み残された案件については次回CDM理事会にて検討されることとなった。

タイプ のGHG排出削減量の上限值

SSC-WGでは、COP/MOP1の決定¹⁹に基づき、小規模CDMの定義の見直しを検討中である。今次理事会会合では、マラケシュ合意に定められる小規模CDMの3つのカテゴリーのうち、タイプ²⁰のカテゴリーに関して、SSC-WGの勧告に基づき検討が行われた。SSC-WGからの勧告は、タイプ として実施されるプロジェクトのCER量に上限値を設けることを主旨としたもので、今次理事会会合の結果、暫定措置として、タイプ として適用可能なプロジェクトは、年間排出削減量が25,000t-CO₂以下となるものであること、当該上限値を越えた場合は、越えた分の削減量はCER発行の対象としないこと、が合意された。

マラケシュ合意に基づくタイプ としての適格性は、プロジェクト活動に伴う排出量（プロジェクト排出量）²¹が年間15,000t-CO₂を下回ることとされている。このような規定下では、バイオマスの腐敗回避を通じたメタンガス削減プロジェクトのように、プロジェクト活

¹⁸ EB22, Annex16

¹⁹ 「CDMに関するCOP/MOP1決定」(パラグラフ31)により、CDM理事会は、小規模CDMの閾値を含む小規模CDM全体の見直し（review）を行い、その結果をCOP/MOP2に勧告することが求められている。

²⁰ タイプ （再生可能エネルギー）、タイプ （省エネルギー）に含まれないその他のプロジェクト。埋立地や家畜糞尿処理施設からのメタン回収、バイオマス関連プロジェクト等が含まれる。

²¹ CDMプロジェクトによる排出削減量（Emission Reduction, ER）は、基本的には、プロジェクトが行われない場合の排出量（Baseline Emission, BE）とプロジェクト実施に伴う排出量（Project Emission, PE）との差により求められる：ER=BE-PE。

動に伴う GHG 排出量が少量（閾値内）であれば、計上される排出削減量に対しては制限が課されずに、小規模 CDM として簡便化方法論を用いて登録することが可能となっている²²。上限値の設定は、こうした状況への対策として合意された。なお、タイプ プロジェクトとしての適格性基準（プロジェクト排出量が 15,000t-CO₂ 以下であること）は従前どおり適用される。ただし、小規模 CDM の全体的な定義の見直しは作業途中となっている。このため、タイプの扱いについても、小規模 CDM 全体の見直しの議論の動向とあわせて、今後の動向が注目される（下記〈参考 5〉参照）。

なお上限値の根拠としては、SSC-WG 議長より、タイプの登録済みプロジェクトの年間排出削減量の平均値が参照されたとの説明があった。これに対して、タイプ における削減量の平均値をタイプ における上限値として設定することは適切ではないとの見解も示された。代替案として、タイプ プロジェクトの年間削減量の最大値（50,000t-CO₂）を参照し、これに 10～20%の割引率を適用するとの考え方が示された。しかしながら、SSC-WG の勧告内容を支持するメンバーが多数であったことから、結果として勧告通り承認された。

〈参考 5〉

本件の議論において、COP/MOP1 により小規模 CDM の定義の見直しが要請されていることをふまえ、小規模 CDM の他のカテゴリーの定義の見直しとあわせて包括的に議論されるべきとの考え方が一部メンバーより示された。小規模 CDM の定義の見直しは、タイプ に関する上記論点とは別の観点に基づき提起された背景がある。すなわち、再生可能エネルギー、省エネルギーのプロジェクトは、現行の小規模 CDM の定義を適用した場合には、タイプのプロジェクトと比べて獲得できるクレジットが少なく、小規模 CDM のタイプ間での公平性を欠くというものである。全体として、CDM プロジェクトによる GHG 削減は、HFC23、N₂O、メタンなど CO₂ 以外のガスに偏っている現状もある。こうしたことから、小規模 CDM のタイプ 、 の閾値（それぞれ、発電能力 15MW、エネルギー供給または需要サイドにおけるエネルギー消費の年間削減量 15GW/年）を上方修正し、省エネルギープロジェクト等の促進の一助とするべきとの考え方が背景にある。

しかしながら、今次理事会会合では、タイプ 、 の閾値をあげる議論は行われず、むしろ、タイプの規模を下げる方向性の議論が行われた。SSC-WG 議長からは、タイプの上限値設定については、小規模の方法論を用いて排出削減量が多大なプロジェクトが実施されることを回避することを目指した暫定的措置であり、小規模 CDM の定義については引き続き SSC-WG で検討を行う予定であることが示された。ただし、EB24 レポートにおいては、本件についての方向性は不透明な状況となっている。

²² 例えば、Lages Methane Avoidance Project（2006 年 4 月 23 日登録）では、バイオマスの腐敗回避を通じたメタンガス削減による年間排出削減量は 20 万 t-CO₂ にのぼるのに対し、プロジェクト排出量は、間伐材の燃焼に伴う CH₄ 及び N₂O 排出 3000t-CO₂ 程度に過ぎない。他方、省エネルギー・プロジェクト（タイプ II）の適格要件は、「年間 15GWh 相当量までの、供給及びまたは需要サイドにおけるエネルギー消費を低減するエネルギー効率改善」（マラケシュ合意）とされ、GHG 削減量の規模に制限がかかる規定となっている。これまでにタイプ として登録されたプロジェクトの年間排出削減量は、3000～6000t-CO₂ 程度となっている。なおタイプ では「最大出力容量が 15MW(相当)までの再生可能エネルギープロジェクト活動」が適格とされる。

5 . プロジェクトの登録関連

5 - 1 . 個別プロジェクトの登録申請に対する検討

登録申請が行われたプロジェクトのうち、8 件について理事会メンバーからレビューが要請されていた。今次理事会での検討（非公開）の結果、1 件についてはプロジェクト参加者及び DOE からの回答を勘案した結果登録を承認、3 件については条件付で登録を承認、4 件についてはレビューの実施が決定された²³。

レビュー要請が出されたプロジェクトは、その多くが追加性立証に関する問題を含んでいたことから、これに関連して DOE に対する一般的ガイダンスとして次の点が合意された：

DOE は有効化審査を行うにあたり、プロジェクト参加者による追加性立証ツール（バリア分析を含む）の使い方に特に注意を払い、詳細情報を提供すること；

プロジェクト参加者に対しては、追加性立証の材料となるバリア分析のみが示されるようにすること；

DOE は PDD に示されるバリアについての分析結果を示すこと。

また、レビュー案件の中にプロジェクト実施地のステークホルダー・コンサルテーションに関する情報不備が指摘されたことから、本件に関する明確化のため、PDD 記述ガイドラインへの追記が合意された。

5 - 2 . 登録・CER 発行申請の審査手続きに関する検討

5 - 2 - 1 . RIT の TOR の改訂

RIT（前出注 9）のこれまでの運営状況をふり返り、RIT の作業を効率化させることを目的として RIT の TOR（terms of reference）を改訂することが合意された（本件に関する検討は非公開の場で行われたため、議論の詳細等は不明）。主な変更点は、方法論の適用に関する審査の強化、審査の効率化のための役割分担（RIT メンバー及び方法論の専門家）の明確化、RIT 議長の権限の明確化（提出される評価書（appraisal）の質の管理にあたり、RIT メンバーに対し必要に応じて再提出を求める）等となっている（下記〈参考 6〉参照）。

< 参考 6 >

RIT の TOR 変更点は以下のとおり：

登録、CER 発行のそれぞれの自動承認期限（登録：通常規模 8 週間、小規模 4 週間、CER 発行：15 日間）を冒頭に明記；

特に CER 発行においては、その自動登録期限が短いことに鑑み、方法論の専門家の見解が提出されない場合には、RIT の担当者はこれを付帯せず評価書を提出すること；

²³ http://cdm.unfccc.int/Projects/under_review.html メキシコにおける HFC23 破壊処理案件（#0151）では、現状では CFC 生産を行っているが将来的に HCFC22 生産が行われる"swing plant"を排出削減対象として含む内容となっていた。これに対し CDM 理事会は、こうした"swing plant"を対象とすることを不可とし、既存の HCFC22 の生産プラントから発生する排出削減のみを CER として計上するとの決定が行われた。

RIT 議長(案件 10 件ずつ理事及び理事代理が交代で務める) の役割について、提出される評価書の質の管理にあたり、RIT メンバーに対し必要に応じて再提出を求めること ; RIT メンバーが業務を遂行しない場合等には、そのメンバーシップを停止するとの規定があるが、そうした場合には CDM 理事会議長及び事務局とのコンサルテーションにより新規メンバーの選定が行われること ;

登録の評価書作成にあたり、方法論の専門家は、特に、方法論の適用、追加性、ベースラインの決定についてインプットを行うこと ;

登録の評価書作成にあたる RIT メンバーは、評価書提出の期限内に、必要に応じて、方法論専門家のインプットの再提出を求めることができること ;

CER 発行の評価書作成にあたり、プロジェクトのスコップを勘案し、方法論の専門家を事務局が選定すること (従前では RIT メンバー 1 名のみが審査にあたることになっていたところ、登録の評価書の場合と同様に CER 発行にも方法論の専門家のインプットが提出される) ;

CER 発行審査に携わる方法論の専門家は、モニタリング方法論とモニタリング計画の両方について、その適用について評価し、インプットを行うこと。

また、TOR 改訂に伴い、RIT メンバーが使用する評価書フォームについても、改訂が行われた。

5 - 2 - 2 . 軽微な修正点が求められる場合の対応

これまでに CDM 理事会では、登録・CER 発行申請がなされたプロジェクトについて、軽微な修正を条件として承認されるべきといった評価が出されるケースがあった。こうした場合の対応について、今次理事会会合では以下の検討、合意がなされた :

(1) 軽微な修正点についての分析

検討資料として、これまでに実施されたプロジェクト評価について、どのような問題点が指摘され、修正等が要求²⁴されたのか、事務局による整理が行われた。

作成された文書は非公開であるため、事務局よりその概要について口頭説明が行われた。これによれば、これまでの評価で指摘された問題点は、追加性立証、承認レター、方法論の適用、クレジット期間の設定、記述上のミス、排出削減量の計算、公的資金の関与、透明性、プロジェクト領域等に関するものであった。これらの中には、事務局による書類チェックの体制が強化されたことで改善が見込まれるものがあるが、より注意が必要な項目については RIT での評価に反映すべきといった議論が行われた。

²⁴ 内容について軽微な問題点への修正要請や懸念が示されたものの、CDM 理事会からのレビュー要請にはいたらなかった案件。

(2) 「レビュー実施手続き」²⁵の改訂

今次理事会会合の結果、軽微な修正や明確化が行われる場合の手続きが合意され、「レビュー実施手続き」の改訂が行われた（本件に関する検討は非公開の場で行われたため、議論の内容等は不明）。その内容は、レビュー要請が軽微な 이슈に基づくと判断される場合の手続きとして、事務局からプロジェクト参加者や DOE に対し、指摘に対する明確化と必要に応じた書類提出等、対応が行われるまで登録が延期される旨の連絡を行うこと、こうした対応のチェックは、事務局が CDM 理事会議長とのコンサルテーションを行いつつ確認した上で登録を行うこと、を定めるものとなった。

これにより、軽微ながらも問題点がある場合には、PDD の修正等適切な対応を求めるとの指針が明確化された。こうした問題点については、レビュー実施如何が CDM 理事会の検討の俎上に上る以前の段階でスクリーニングされることになる。このため、理事会は、その上で残る重大な問題点を持つ案件に検討対象を絞ることが可能となり、審査が効率化されることが期待される。

なお、その他に、レビュー要請がなされた場合の手続きについても修正が行われた。ここでは、プロジェクト参加者は、当該案件についての検討が行われる CDM 理事会会合開催の 2 週間前（従前では 1 週間）までに指摘された 이슈に対するコメント等を提出することとされた。

5 - 2 - 3 . 逸脱要請²⁶

DOE による逸脱要請への対応手続きについて、改訂を行うことが合意された。上述（2 - 1 .）のように、今次会合では、既存方法論の扱いに関する問題が議論の焦点となった。本件もこうした議論に関連して、方法論の逸脱が要請される際には、DOE がその必要性や影響等についてあらかじめ十分精査するよう求めることとなった。（本件に関する検討は非公開の場で行われたため、議論の内容等は不明。）主な変更内容は以下のとおり：

a) プロジェクトの登録申請段階：

DOE は、逸脱要請を行うに際し、当該要請が方法論の改訂を要するものであるか、検討することが求められ、逸脱要請、改訂要請のうち、適切な手続きを行うこと；

逸脱要請が行われ、CDM 理事会のガイダンスが求められる場合には、DOE は、当該要請が方法論の改訂を意図するものではないことを評価するとともに、逸脱要請により当該プロジェクト活動からの排出削減量に与える影響についての記述を行うこと；

提出された逸脱要請について、事務局は CDM 理事会議長とのコンサルテーションに基づき、逸脱要請としての要件が満たされないと判断される場合には、DOE に対し改訂要

²⁵ "Clarifications to facilitate the implementation of the procedures for review as referred to in paragraph 41 of the modalities and procedures for a clean development mechanism"

²⁶ EB22 にて「CDM 理事会に対する逸脱要請手続き」が採択され、プロジェクトの実施やモニタリングに際し、承認方法論やモニタリング計画に比べ、逸脱（deviation）が生じる場合の扱いが規定された。DOE は、プロジェクト活動の登録要請、及び CER の発行要請に際し、承認方法論及びまたは PDD からの変更可能性有無及び変更に対する対処法を示すこと；DOE は、当該事項に関する CDM 理事会のガイダンスに基づき業務を進めること、とされた。

請として提出を求めること。

b) CER 発行申請段階：

DOE は、逸脱要請により当該プロジェクト活動からの排出削減量に与える影響についての記述を行うこと；

提出された逸脱要請について、事務局は CDM 理事会議長とのコンサルテーションに基づき、逸脱要請としての要件が満たされないと判断される場合には、DOE に対し、その評価で指摘された点を勧告して再提出することを求めること。

なお、EB23 以降 DOE より提出された個別の逸脱要請についても検討され（非公開）、合意された²⁷。

6 . CER の発行と CDM 登録簿

6 - 1 . 個別プロジェクトの CER 発行要請に対する検討

CER 発行申請が行われたプロジェクトのうち、2 件について理事会メンバーからレビューが要請されていた。今次理事会での検討（非公開）の結果、2 案件ともに、プロジェクト参加者、DOE からの回答を勧告した結果、申請どおりの CER 発行を承認することが合意された。

6 - 2 . CDM プロジェクト活動の登録後におけるクレジット期間の変更

プロジェクト参加者が DOE を通じ検討を要請した課題として、クレジット期間の開始日の変更に関する問題があった。これは、プロジェクトの登録後に、プロジェクトの開始日が PDD に示された日付よりも早まった場合に、クレジット期間の開始日を早めること、プロジェクトの開始日が PDD に示された日付よりも遅れた場合に、クレジット期間の開始を遅らせること、を求めるものである。CDM 理事会では、プロジェクトの開始は、プロジェクト参加者が関与できない事情（CDM 理事会でのレビュー実施、ホスト国政府の承認レターの交付等）によることがあるため、クレジット期間をこれに合わせるための柔軟性を認めるべきとの見解が示された。議論の結果、「登録後にクレジット期間の開始日を変更するための手続き」²⁸が新たに採択された。主な内容は、

クレジット期間の開始日は、PDD に明記し、条件付とすることは認められない；

遡及クレジット²⁹を対象とするプロジェクトは、クレジット期間開始日の変更は認められ

²⁷ <http://cdm.unfccc.int/Projects/Deviations> 参照。

²⁸ "Procedures for requesting post-registration changes to the start date of the crediting period"

²⁹ Decision 17/CP.7, para.13 マラケシュ合意採択以前に実施されたプロジェクトについて、プロジェクト開始が 2000 年以降であるものについては、期限までに登録申請を行えばクレジットの獲得が可能とされた。Decision 18/CP.9, para.1.(c) マラケシュ合意採択以降に実施されたプロジェクトについても、プロジェクト開始が 2000 年以降であるものについては、期限までに登録申請を行えば早期実施に対応したクレジットの獲得が可能とされた。

ない；

上記 以外は、クレジット期間開始日の前倒し、延期ともに、1 年以内であれば、事務局にこの旨を通知すること。ただしクレジット期間開始日の前倒しを行う場合、登録日以降であること；

クレジット期間開始日を 1 年以上遅らせる場合は、2 年までを限度とすること、及びその旨 DOE を通じて事務局に要請すること。この場合には、下記の提出があわせて求められる：

(ア) プロジェクトのベースラインの保守性が損なわれるような変化が起きておらず、プロジェクト参加者はプロジェクト開始に向け十分な進展を示している旨、DOE による確認；

(イ) クレジット期間の変更により、当該プロジェクトによる持続可能な開発への貢献が変化するものではない旨、ホスト国からの確認；

これらの変更要請は、事務局と CDM 理事会議長との協議の上、認められる；

変更が認められるのは、プロジェクト 1 件につき 1 回とする。

こうした規定は、プロジェクト参加者にとって、プロジェクト開始日とクレジット期間開始日のギャップを解消または緩和し、排出削減量を正確に把握することにもつながると考えられる。他方で、クレジット期間の恣意的な設定により CER を増加させることがないよう、大幅な変更の際には DOE が認証を行う仕組みとされた。

6 - 3 . CDM 登録簿

CDM 登録簿の設置作業の進捗等について、事務局より口頭で説明があった。理事会メンバーから、CDM 登録簿の口座開設方法等について質問があった。それに対し、これまでのところこうした情報は、プロジェクト参加者に直接伝達されているとの説明があった。こうした状況報告を受け、今後は情報の整備・公開が求められるとの議論があった。

7 . オブザーバーとの意見交換

CDM 理事会とオブザーバーとの意見交換が行われた。主な内容は以下のとおり：

登録済みプロジェクトについて、DNA が承認レターを撤回することの可否について質問があった (IETA)。これに対し、多くの理事会メンバーによりマラケシュ合意においては可否判断を明確に示す規定がないとの解釈が示された。しかし、実質的には、締約国は CER の発行段階において、レビュー要請を発動することで対応可能との見解が示された。

今次会合の決定により、小規模 CDM タイプ のプロジェクトに排出削減量の上限が合意されたことについて、上限値としてタイプ プロジェクトの年間平均削減量を用いることの根拠が非論理的であり、最大値から一定率を割り引いた値を適用すべきとのコメントがあった (世界銀行)。これに対し理事会メンバーは、現在入手可能な限定的なデータを用いて、平

均値、最大値のうちどちらがより論理的かを論じるのは不可能との見解を示すとともに、こうした制約を考えた上でも上限値はリーズナブルであるとコメントした。

登録が行われたプロジェクトに適用される方法論が、統合等により最新版ではなく、改訂前のバージョンであることがあり、この場合、改訂手続きのルールにより、改訂決定後、猶予期間内に登録を行うことが可能となっている。この関係で、次期クレジット期間に入る際の扱いについて質問があった（世界銀行）。これに対し、CDM 理事会ではこれまでのところ本件についての検討は行われていないとの回答があった。

船舶やパイプラインの安全検査、ISO の品質管理、環境監査規格等、第三者認証が求められる他の分野と比較して、CDM における要求事項が極めて厳格であるとのコメントがあった（PwC インド）。これに対し理事会メンバーからは、ISO 規格等の認証は、企業のシステム導入に対するものであるのに対し、CDM では、具体的な財（substance）についての認証が行われ、市場へのインパクトを与えることにもなることから、目的が異なり、比較することはできないといったコメントがあった。

今次会合において、既存の AR 方法論、新たな AR 方法論ともに荒廃地（degraded land）に対する方法論としてのタイトルとなっており、相違点が不明確であるとの見解がメンバーにより示された。これについて、今後多くの方法論においても植林・再植林活動は degraded land を対象とすることが考えられるが、プロジェクト実施地における自然条件、経済社会条件等の相違から、方法論の内容は固有であり、注意が必要とのコメントがあった（日本林野庁）。これに対し、コメントの主旨に賛同する一方、植林・再植林活動の対象は必ずしも degraded land であるとは限らず、牧草地など森林の回復が可能であるものの、経済条件等により自然回復が見込めないケースも対象として考えられるとの見解が示された。

< 参考 7 >

表 1：第 24 回 CDM 理事会参加メンバー

| | 理事 | 理事代理 |
|--|--|--|
| Africa | Mr. John Shaibu Kilani South Africa (COP/MOP 2) | Mr. Ndiaye Cheikh Sylla Senegal (COP/MOP 2) |
| Asia | Mr. Rajesh Kumar Sethi India (COP/MOP 2) | Ms. Liana Bratasida Indonesia (COP/MOP 2) |
| Eastern Europe | Ms. Anastasia Moskalenko Russia (COP/MOP 3) | Ms. Nataria Berghi Moldova (COP/MOP 3) |
| GRULAC (Group of Latin American and Caribbean States) | Mr. José D. G. Miguez Brazil (COP/MOP 2) | Mr. Clifford Mahlung Jamaica (COP/MOP 2) |
| WEOG (West European and Others Group) | Mr. Jean-Jacques Becker France (COP/MOP 2) | Ms. Gertraud Wollansky Austria (COP/MOP 2) |

| | | |
|---|--|--|
| AOSIS (Alliance of Small Island States) | Mr. Rawleston Moore Barbados (COP/MOP 3) | Ms. Desna M. Solofa Samoa (COP/MOP 3) |
| NAIP (Parties not included in Annex I) | Mr. Xuedu Lu China (COP/MOP 3) | Mr. Richard S. Muyungi Tanzania (COP/MOP 3) |
| | Mr. Hernán Calino Argentine (COP/MOP 3) | Mr. Philip M. Gwage Uganda (COP/MOP 3) |
| AIP (Parties included in Annex I) | Ms. Sushma Gera Canada (COP/MOP 2) | Mr. Masaharu Fujitomi Japan (COP/MOP 2) |
| | Mr. Hans-Jürgen Stehr Denmark (COP/MOP 3) | Mr. Lex de Jonge Netherlands (COP/MOP 3) |

注：

- ・ 議長、副議長
- ・ () 内は改選予定時期を示す。任期は、改選の翌年の最初の CDM 理事会まで。理事は連続最大 2 期まで、理事代理は任期の制限はない。
- ・ 理事メンバーは国連定義の 5 地域から 5 名、附属書 国から 2 名、非附属書 国から 2 名、島嶼国から 1 名の代表として就任。
- ・ イタリック体は今次会合は欠席。

表 2：パネル、ワーキング・グループの議長・副議長

| | 議長 | 副議長 |
|-----------|-------------------------------|---------------------------------|
| 信任パネル | Mr. Hernán Calino | Ms. Anastasia Moskalenko |
| 方法論パネル | Mr. Rajesh Kumar Sethi | Mr. Jean-Jacques Becker |
| 植林・再植林 WG | Mr. Philip M. Gwage | Mr. Masaharu Fujitomi |
| SSC-WG | Ms. Gertraud Wollansky | Mr. Richard S. Muyungi |

表 3：その他分担

| | 担当メンバー | |
|-------------------|-------------------------------|---------------------------------|
| Registry (SBSTA)* | Mr. Rajesh Kumar Sethi | Ms. Anastasia Moskalenko |
| HFC-23 (SBSTA)* | Mr. José D. G. Miguez | Ms. Sushma Gera |
| 方法論パネル参加 | Mr. Xuedu Lu | Mr. Lex de Jonge |

注：*は、「科学・技術上の助言に関する補助機関 (SBSTA)」との協調により検討が行なわれるイシューとして、CDM 理事会から担当者を決め、適宜報告が行われることになっている。

お問合せ先: report@tky.ieej.or.jp